

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
1	全章	—	P1 ～	P1 ～	■章の表記の修正とインデックス挿入。 章の表記をアラビア数字から第〇章に修正。 奇数頁のみにインデックスを挿入（第3章は目 標〇のインデックスも挿入）。	■修正前（素案P1～） 章の表記 I. II. III. IV.（アラビア数字）	■修正後（本計画P1～） 章の表記 第〇章（修正） インデックス（奇数頁）第〇章 目標〇 資料編（追加）
2	第1章	—	P1	—	■計画策定の背景を削除 計画策定の背景の内容を区長挨拶に変更	■修正前（素案P1） I章 1. 計画策定の背景	■修正後（本計画—） はじめに 内容を区長の挨拶に含める（修正） I章 1. 計画策定の背景（削除）
3	第1章	—	—	P1	〔パブコメによる意見〕 ■次世代育成支援計画が第1-2期を継承して作成 されたのか、子ども・子育て支援新制度に伴い、 新規に作成されたのか、曖昧さを感じる。視点や 目標は概ね第1-2期と同様であるが、子ども・子 育て支援法の理念を意識した部分修正箇所もあ る。「第1章1.計画策定の背景」において、区の 姿勢、立ち位置、方針等を明確に示した上で、計 画内容を精査してほしい。	—	■修正後（本計画P1） 第1章 1. 計画の位置づけ及び計画期間（修正） (1) 計画の位置づけ 【新宿区次世代育成支援計画】 「この計画は、第二期までの新宿区次世代育成支援計画を継 承しつつ、施策ごとに現状と課題を検証し、その課題に対応 する施策体系に再構築して策定しています。」 (追加)
4	第1章	—	P2	P1	〔パブコメによる意見〕 ■子ども・子育て支援事業計画に資する事業とし て、目標2に相当するものもある。P2の「2つの 計画の構成」図では、目標2から事業計画への矢 印も必要。	■修正前（素案P2） I章 2. 計画の位置づけ及び計画期間 (1) 計画の位置づけ 2つの計画の構成の図 ⇒目標3、第IV章	■修正後（本計画P1） 第1章 1. 計画の位置づけ及び計画期間 (1) 計画の位置づけ 2つの計画の構成の図 ⇒目標1（追加）、目標2（追加）、目標3、第3章
5	第1章	—	P2	P1	■パブコメによる意見を反映し、2つの計画の構 成の図を修正したことに伴い、説明内容も修正	■修正前（素案P2） I章 2. 計画の位置づけ及び計画期間 (1) 計画の位置づけ 【新宿区子ども・子育て支援事業計画】 「事業計画は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理 念）を踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な 提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域 の子ども・子育て支援の充実を目指して策定するものです。 なお、事業計画に定める施策が次世代計画の対象にも含まれ ることから、次世代計画が事業内容を包含するものとして策 定します。」	■修正後（本計画P1） 第1章 1. 計画の位置づけ及び計画期間 (1) 計画の位置づけ 【新宿区子ども・子育て支援事業計画】 「子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」とい う。）は、「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念）を 踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、 保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ど も・子育て支援の充実を目指し、第61条の市町村子ども・ 子育て支援事業計画として策定しています。詳しくは第3章 P101以降に記載している子ども・子育て支援新制度の概要 に基づき、保育施設等の整備による定員の確保数や、子ど も・子育て支援法で策定が義務づけられた事業（地域子ど も・子育て支援事業）の確保数等（数値目標等）を年度ごと に定めています。具体的な取り組み内容は、次世代計画の第 2章（目標1から目標3）に記載しています。そのため、数 値目標を中心として作成している第3章のほか、次世代計画 の目標1から目標3は、事業計画としても位置付けていま す。」（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
6	第1章	—	P3	P2	■次世代計画が包含する計画として、放課後子ども総合プランを追加	■修正前（素案P2） I章 2. 計画の位置づけ及び計画期間 (3) 他の計画との関係	■修正後（本計画P2） 第1章 1. 計画の位置づけ及び計画期間 (3) 他の計画との関係 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」(追加) また、関連する様々な計画とも緊密な連携を図っています。(追加)
7	第1章	—	P3	—	■子ども・子育て支援新制度（トピクス）はIV章1.子ども・子育て支援新制度の概要と重複するため削除	■修正前（素案P3） I章 子ども・子育て支援新制度	■修正後（本計画—） I章 子ども・子育て支援新制度（削除）
8	第1章	—	P4	—	■計画策定にあたり、I章3. 調査の実施は資料編に記載を移す。	■修正前（素案P4） I章 3. 調査の実施	■修正後（本計画—） I章 3. 調査の実施（削除） ⇒ 資料編に記載
9	第1章	—	P1 ～ P16	P1 ～ P14	■I.計画の基本的な考え方は2ページとなるため、II.計画の総合ビジョンと目標、施策体系と統合	■修正前（素案P1～P16） I.計画の基本的な考え方 II章 計画の総合ビジョンと目標、施策体系	■修正後（本計画P1～P14） 第1章と第2章を統合 II章 計画の総合ビジョンと目標、施策体系（削除） 第1章 計画の基本的な考え方 1. 計画の位置づけ及び計画期間 2. 新宿区の人口・世帯等の状況（修正） 3. 次世代育成支援計画の総合ビジョン（修正） 4. 基本目標（修正） 5. 施策目標（修正） 6. 施策の体系（修正）
10	第1章	—	P5 ～	P3 ～	■次世代育成支援計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画の整合性を図るため、図表番号（連番号）を追加	—	■修正後（本計画P3～） 図表番号（各章毎に連番号）を追加
11	第1章	—	P9	P7	〔パブコメによる意見〕 ■4つの視点は第1-2期計画と同様であるのに対し、目標5は変更されているのは何故か。理由を記載してほしい。 ■第3期計画の4つの視点と施策目標1-4は第2期計画と同様のため、第2期計画の施策体系を継承していることになるが、施策体系が変更されている。新制度成立に伴い、施策体系を見直したのか。施策体系設定の前提条件を明らかにし、変更した理由を記載してほしい。	■修正前（素案P9） II章 2. 次世代育成支援計画の総合ビジョン 「新宿区は子育てを応援する人とサービスが豊富なまち、支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちなどを表す「子育てコミュニティタウン新宿」を計画の総合ビジョンに掲げます。」	■修正後（本計画P7） 第1章 3. 次世代育成支援計画の総合ビジョン 「新宿区は子育てを応援する人とサービスが豊富なまち、支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちなどを表す「子育てコミュニティタウン新宿」を第1期の次世代計画から総合ビジョンに掲げ、「子育てしやすいまちの実現」を目指しています。本計画では「子育てしやすいまちの実現」のため、これまでの次世代計画と同様に4つの視点を踏まえた5つの目標を設定しています。目標5はワーク・ライフ・バランスの推進に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への支援のあり方・方向性の検討を追加しました。また、社会情勢の変化や次世代育成支援に関する調査等の結果を踏まえ、課題とその対策を整理したうえで、施策体系を見直しています。」（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
12	第1章	—	P13 ～ P16	P11 ～ P14	〔パブコメによる意見〕 ■世帯形成期とは39歳までを意味するのか。 P13～16の表には概ねの対象年齢を示すべき。 また、主な事業名を記載した旨を注記により明記すべき。	■修正前（素案P13～P16） Ⅱ章 5. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 対象⇒出産前、0～3歳、4～5歳、小学生、中学生、 青年期、世帯形成期	■修正後（素案P11～P14） 第1章 6. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 対象⇒ <u>妊娠期</u> （修正）、 <u>乳児期</u> 0～3歳（修正）、 <u>幼児期</u> 4～5歳（修正）、小学生、中学生、 <u>青年期</u> ～18歳（修正）、 <u>世帯形成期</u> 19～39歳（修正） 注記⇒※ライフステージは各施策目標を構成する主な 事業を掲載しています。（追加）
13	第1章	—	P13	P11	■事業の対象範囲を修正 目標1-3-① 心とからだの栄養素「遊び」 プレイリーダーの養成	■修正前（素案P13） Ⅱ章 5. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 対象範囲⇒中学生～世帯形成期	■修正後（本計画P11） 第1章 6. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 対象範囲⇒ <u>世帯形成期</u> （修正）
14	第1章	—	P14	P12	■制度改正に伴う事業名の修正 目標3-1-② 経済的な支援 生活困窮世帯の中学生等への学習支援	■修正前（素案P14） Ⅱ章 5. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 事業名 生活保護受給世帯の中学生等への学習支援	■修正後（本計画P12） 第1章 6. 施策の体系 (2) ライフステージを見通した次世代育成支援 事業名 <u>生活困窮世帯の中学生等への学習支援</u> （修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
15	第2章	—	—	P15	■第2章の見方の説明を追加 第2章 目標別の取組みの方向の見方 本章の構成、見方等の説明を追加	—	■修正後（本計画P15） 第2章 目標別の取組みの方向の見方（追加）
16	第2章	1-1-③	P19	P18	■参照頁注釈の追加 目標1-1-③ すべての子どもが人として 尊ばれ守られる権利	—	■修正後（本計画P18） 第2章 目標1-1-③ (2) 虐待発生予防の取組み （事業計画については、第2章131ページ「養育支援訪問事業」を参照）（追加）
17	第2章	1-1-③	P19	P18	■文章修正 目標1-1-③ すべての子どもが人として 尊ばれ守られる権利	■修正前（素案P19） Ⅲ章 目標1-1-③ (3) 子どものいじめ・不登校等の防止の取組み 「不登校出現率が平成23年度に比べて、平成25年度は小学校で0.37ポイント減少して0.32に、中学校では1.0ポイント減少して2.84となりましたが、依然として高い数値となっています。こうした現状を踏まえながら、平成26年3月に策定した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、各学校のいじめや不登校等の問題の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援するとともに、家庭や地域、関係機関等が連携し、これを解決していく必要があります。」	■修正後（本計画P18） 第2章 目標1-1-③ (3) 子どものいじめ・不登校等の防止の取組み 「不登校出現率が平成23年度に比べて、平成25年度は小学校で0.37ポイント減り0.32に、中学校では1.0ポイント減り2.84となるなど減少傾向にありますが、引き続き不登校対策が求められています。こうした現状を踏まえながら、平成26年3月に策定した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、各学校のいじめや不登校、 <u>その他問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援するとともに、家庭や地域、関係機関等が連携し、これを解決していく必要があります。</u> 」（修正）
18	第2章	1-1-③	P21	P20	■子ども・子育て支援事業計画に該当する事業の追加 目標1-1-③ すべての子どもが人として 尊ばれ守られる権利	■修正前（素案P21） Ⅲ章 主な事業 育児支援家庭訪問事業（養育支援） 現 況⇒ ・年間延べ利用件数 1,186人	■修正後（本計画P20） 第2章 主な事業 育児支援家庭訪問事業（養育支援） 現 況⇒ ≪養育支援訪問事業≫（追加） ・年間延べ利用件数 1,186人
19	第2章	1-1-③	P25	P24	■障害者福祉計画素案のパブリックコメントに伴う文章修正 目標1-2-② 一人ひとりの特性に応じた 発達と自立への支援	■修正前（素案P25） Ⅲ章 目標1-2-② (2) 特別支援教育をめぐる状況の変化 「また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。区ではこれまで、就学支援シートの作成や個別指導計画等の書式の統一など、就学前施設と学校間の円滑な接続を行うための取組みを推進してきました。」	■修正後（本計画P24） 第2章 目標1-2-② (2) 特別支援教育をめぐる状況の変化 「また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。各機関と連携を図りながら <u>長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、「個別の教育支援計画」等の作成の取組みを進めていく必要があります。</u> 」（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
20	第2章	1-1-③	P27	P26	■主な事業の現況の内容修正 目標1-2-② 一人ひとりの特性に応じた 発達と自立への支援	■修正前（素案P27） Ⅲ章 主な事業 巡回指導・相談体制の構築 現 況⇒・専門家による支援チームの派遣 ・特別支援教育推進員の派遣 26人	■修正後（本計画P26） 第2章 主な事業 巡回指導・相談体制の構築 現 況⇒・専門家による支援チームの各学校・幼 稚園への派遣（修正） ・特別支援教育推進員の派遣 26人
21	第2章	2-1	P37	P37	■主な事業の31年度目標の修正 目標2-1 妊娠・出産からはじまる 子育て支援	■修正前（素案P37） Ⅲ章 主な事業 妊婦健康診査 31年度目標⇒ 受診延べ人数 31,330人	■修正後（本計画P37） 第2章 主な事業 妊婦健康診査 31年度目標⇒ 受診延べ人数 <u>33,370</u> 人（修正）
22	第2章	2-2-①	P40	P40	■主な事業の31年度目標の修正 目標2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援	■修正前（素案P40） Ⅲ章 主な事業 すくすく赤ちゃん訪問 31年度目標⇒ 年間利用人数 2,230人	■修正後（本計画P40） 第2章 主な事業 すくすく赤ちゃん訪問 31年度目標⇒ 年間利用人数 <u>2,543</u> 人（修正）
23	第2章	3-1-①	P45	P45	〔パブコメによる意見〕 ■目標3-1-① 「(1) 多様なニーズへの対応」 にある「アウトリーチ型」とは、アウトリーチ (訪問相談) 型のことでよいか。	■修正前（素案P45） Ⅲ章 目標3-1-① (1) 多様なニーズへの対応 「アウトリーチ型のサービスも拡充してきました。」	■修正後（本計画P45） 第2章 目標3-1-① (1) 多様なニーズへの対応 「アウトリーチ（訪問相談）型のサービスも拡充してきま した。」（修正）
24	第2章	3-1-①	P75	P51	■子ども・子育て支援事業計画に該当する事業の 修正 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実	■修正前（素案P75） Ⅲ章 目標4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支え あえる環境づくり 対象事業⇒北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 保育園・子ども園地域交流事業	■修正後（本計画P51） 第2章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 対象事業⇒ <u>乳幼児親子の居場所づくり</u>
25	第2章	3-1-①	P50	P51	■「主な事業」の内容修正 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 乳幼児親子の居場所づくり	■修正前（素案P50） Ⅲ章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 乳幼児親子の居場所づくり 事業内容 ⇒ 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、 児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペース を確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援 するほか、親子で参加できる行事等を行っています。	■修正後（本計画P51） 第2章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 乳幼児親子の居場所づくり 事業内容 ⇒ 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、 <u>NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児 童館</u> では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確 保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほ か、親子で参加できる行事等を行っています。（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
26	第2章	3-1-①	P50	P51	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 乳幼児親子の居場所づくり</p>	<p>■修正前（素案P50） Ⅲ章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 乳幼児親子の居場所づくり</p> <p>現 況⇒ ≪地域子育て支援拠点事業≫ ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター等3か所 ・児童館 15か所</p> <p>31年度目標⇒ ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター 3か所 ・児童館 15か所</p>	<p>■修正後（本計画P51） 第2章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 乳幼児親子の居場所づくり</p> <p>現 況⇒ ≪地域子育て支援拠点事業≫ <u>平成26年4月1日現在実施箇所</u>（追加） ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター <u>2</u>か所（修正） ・<u>NPO法人ゆったりーの1か所</u>（追加） ・<u>区立保育所 13</u>か所（追加） ・<u>子ども園 12</u>か所（追加） ・児童館 15か所</p> <p>31年度目標⇒ ・子ども総合センター 1か所 ・子ども家庭支援センター 4か所 ・地域子育て支援センター <u>2</u>か所（修正） ・<u>NPO法人ゆったりーの1か所</u>（追加） ・<u>区立保育所 11</u>か所（追加） ・<u>子ども園 14</u>か所（追加） ・児童館 15か所</p>
27	第2章	3-1-①	P51	P51	<p>■主な事業の現況の内容修正 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 地域子育て支援事業</p>	<p>■修正前（素案P50） Ⅲ章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 地域子育て支援事業</p> <p>現 況⇒ ≪利用者支援事業≫</p>	<p>■修正後（本計画P51） 第2章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 主な事業 地域子育て支援事業</p> <p>現 況⇒ ≪利用者支援事業≫ <u>平成26年4月1日現在実施箇所</u>（追加）</p>
28	第2章	3-1-②	P54	P55	<p>■生活困窮者自立支援法の施行に伴い、対象者をこれまでの生活保護受給世帯から生活困窮世帯及び生活保護受給世帯に拡大するため、事業名及び事業内容を修正 目標3-1-② 経済的な支援 生活困窮世帯の中学生等への学習支援</p>	<p>■修正前（素案P54） Ⅲ章 目標3-1-② 経済的な支援 主な事業 生活保護受給世帯の中学生等への学習支援 事業内容 ⇒生活保護受給世帯の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。</p>	<p>■修正後（本計画P55） 第2章 目標3-1-② 経済的な支援 主な事業 <u>生活困窮世帯の中学生等への学習支援</u>（修正） 事業内容 ⇒ <u>生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）</u>の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。（修正）</p>
29	第2章	3-2-①	P56	P57	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 私立認可保育所等の整備</p>	<p>■修正前（素案P56） Ⅲ章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 私立認可保育所等の整備</p> <p>現 況⇒≪教育・保育の量の見込み並びに確保方策（保育所等）≫ 26年4月1日現在定員 ・特定教育・保育施設 4,548人 （※区立認可保育所、子ども園含む）</p> <p>31年度目標⇒ ・特定教育・保育施設 5,579人 （※区立認可保育所、子ども園含む）</p>	<p>■修正後（本計画P57） 第2章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 私立認可保育所等の整備</p> <p>現 況⇒≪<u>保育所等の量の見込みと確保数（定員数）</u>≫（修正） 26年4月1日現在定員 ・<u>私立認可保育所 1,816人</u>（修正） （削除）</p> <p>31年度目標⇒ ・<u>私立認可保育所 2,783人</u>（修正） （削除）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
30	第2章	3-2-①	P56	P57	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 保育園・幼稚園の子ども園への一元化</p>	<p>■修正前（素案P56） Ⅲ章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 保育園・幼稚園の子ども園への一元化</p> <p>現 況⇒「教育・保育の量の見込み並びに確保方策（保育所等）」 26年4月1日現在定員 ・特定教育・保育施設 4,548人 （※区立認可保育所、子ども園含む）</p> <p>31年度目標⇒・特定教育・保育施設 5,579人 （※区立認可保育所、子ども園含む）</p>	<p>■修正後（本計画P57） 第2章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 保育園・幼稚園の子ども園への一元化</p> <p>現 況⇒「<u>保育所等の量の見込みと確保数（定員数）</u>」（修正） 26年4月1日現在定員 ・<u>私立認定子ども園</u> 261人（修正） （削除）</p> <p>31年度目標⇒・<u>私立認定子ども園</u> 502人（修正） （削除）</p>
31	第2章	3-2-①	P56	P57	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 認証保育所への支援</p>	<p>■修正前（素案P56） Ⅲ章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 認証保育所への支援</p> <p>31年度目標⇒・認証保育所 873人</p>	<p>■修正後（本計画P57） 第2章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 認証保育所への支援</p> <p>31年度目標⇒・認証保育所 858人（修正）</p>
32	第2章	3-2-①	P56	P57	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 家庭的保育事業・小規模保育事業</p>	<p>■修正前（素案P56） Ⅲ章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 家庭的保育事業・小規模保育事業</p> <p>31年度目標⇒・特定地域型保育事業（小規模保育事業 ・家庭的保育事業・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業）等 134人</p>	<p>■修正後（本計画P57） 第2章 目標3-2-① 保育所待機児童の解消 主な事業 家庭的保育事業・小規模保育事業</p> <p>31年度目標⇒・特定地域型保育事業等 （削除） 158人（修正）</p>
33	第2章	3-2-②	P58	P59	<p>■「主な事業」の内容修正 目標3-2-② 保育サービスの充実と質の確保 特別保育サービスの充実【延長、休日、病児・病後児等】</p>	<p>■修正前（素案P58） Ⅲ章 目標3-2-② 保育サービスの充実と質の確保 主な事業 特別保育サービスの充実 【延長、休日、病児・病後児等】</p> <p>現 況⇒「時間外保育事業」</p> <p>31年度目標⇒ 3,612人</p>	<p>■修正後（本計画P59） 第2章 目標3-2-② 保育サービスの充実と質の確保 主な事業 特別保育サービスの充実 【延長、休日、病児・病後児等】</p> <p>現 況⇒「<u>延長保育事業</u>」（修正）</p> <p>31年度目標⇒ <u>3,659人</u></p>
34	第2章	3-3-①	P61	P62	<p>■文章修正（か所数の削除） 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの現状</p>	<p>■修正前（素案P61） Ⅲ章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの現状 「区内には、区立学童クラブ26か所と区が運営助成をしている民間学童クラブが4か所あります（平成26年4月現在）。」</p>	<p>■修正後（本計画P62） 第2章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの現状 「区内には、<u>区立学童クラブと区が運営助成をしている民間学童クラブ</u>があります。」（修正）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
35	第2章	3-3-①	P61	P62	<p>■文章修正 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの今後のあり方</p>	<p>■修正前（素案P61） Ⅲ章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの今後のあり方 「さらに、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも検討します。」</p>	<p>■修正後（本計画P62） 第2章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 (1) 学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの今後のあり方 「さらに、子どもの自立度や家庭の状況により、学校休業中だけ利用したいというニーズに対応し、長期休業期間のみ学童クラブを利用できる仕組みも平成27年4月から開始します。」（修正）</p>
36	第2章	3-3-①	P62	P63	<p>■図表の修正 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 「調査の結果では・・・」図表</p>	<p>■修正前（素案P62） Ⅲ章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 図表 放課後に小学生の子どもを過ごさせたい場所（就学前児童保護者） 出典⇒次世代育成支援に関する調査 P61 図表125 小学生の放課後の居場所の希望</p>	<p>■修正後（本計画P63） 第2章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 図表 放課後に小学生の子どもを過ごさせたい場所（小学生保護者） 出典⇒次世代育成支援に関する調査 P100 図表205 小学校低学年（1～3年生）のときに、放課後に過ごさせたい場所（修正）</p>
37	第2章	3-3-①	P62	P63	<p>■取組みの方向の文章修正 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保</p>	<p>■修正前（素案P62） Ⅲ章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 取組みの方向 ・学童クラブ事業の質の充実 ・利用対象等の拡充 「利用方法は、従来の「定期利用」に加え、長期休業中のみ利用できる仕組みを検討していきます。」</p>	<p>■修正後（本計画P63） 第2章 目標3-3-① 学童クラブの充実と質の確保 取組みの方向 学童クラブ事業の質の向上（修正） ・利用対象等の拡充 「利用方法は、従来の「定期利用」に加え、長期休業中のみ利用できる仕組みを開始します。」（修正）</p>
38	第2章	3-3-①	P64	P65	<p>■次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」の内容を修正 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実</p>	<p>■修正前（素案P62） Ⅲ章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 (2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携 本文 「放課後子どもひろばは、放課後学校施設を活用して、子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全・安心な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。」</p>	<p>■修正後（本計画P65） 第2章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 (2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携 本文 「放課後子どもひろばは、<u>学校施設を活用して子ども家庭部と教育委員会が連携、協力しながら、行っている事業です。</u>子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全・安心な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始め、平成23年度には全29か所の区立小学校で実施しています。」（修正）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
39	第2章	3-3-②	P64	P65・P66	<p>■次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」の内容を修正 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実</p>	<p>■修正前（素案P62） Ⅲ章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 (2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携 本文 「1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会に児童館職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。」</p> <p>取組みの方向 放課後子どもひろばの充実 ・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの児童に合った居場所を提供するため、放課後子どもひろばを時間延長する等、事業の拡充を行います。</p>	<p>■修正後（本計画P65・P66） 第2章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 (2) 放課後子どもひろばと児童館・学童クラブの連携 本文 「1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会※に児童館職員、学童クラブ職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。学校内に学童クラブがある小学校では、両事業を同一の事業者へ委託し、放課後子どもひろば参加児童と学童クラブ児童と一緒に参加できるプログラムを行っています。学校内に学童クラブがない小学校でも、より一層交流できる環境を整備していく必要があります。」（修正）</p> <p>取組みの方向 放課後子どもひろばの充実 ・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。一人ひとりの児童に合った居場所を提供するため、放課後子どもひろば運営委員会と協議し、放課後子どもひろばの時間延長等、事業の拡充を行います。（修正） ・児童館内学童クラブ利用児童も、放課後子どもひろばのプログラムにより一層参加しやすくなるよう、連携を深めていきます。（追加）</p>
40	第2章	3-3-②	P65	P66	<p>■次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」に関連し、事業内容を修正 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実</p>	<p>■修正前（素案P65） Ⅲ章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 主な事業 放課後子どもひろばの拡充 「学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。」</p>	<p>■修正後（本計画P66） 第2章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 主な事業 放課後子どもひろばの拡充 「余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。」（修正）</p>
41	第2章	3-3-②	-	P66	<p>■次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「放課後子ども総合プラン」に関する主な事業を追加 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実</p>	-	<p>■修正後（本計画P66） 第2章 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 事業名 ⇒学童クラブと、放課後子どもひろばの一体的運営（追加） 事業内容 ⇒放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。（追加） 現況 ⇒区内8小学校で一体的運営を実施（追加） 31年度目標⇒区内10校で一体運営を実施する他、19校で事業連携を図ります。（追加）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
42	第2章	4-1	P75	P76	<p>■主な事業の現況及び31年度目標の修正 目標4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり 北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 保育園・子ども園地域交流事業</p>	<p>■修正前（素案P75） Ⅲ章 目標4-1 主な事業 北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 現 況⇒〈地域子育て支援拠点事業〉 ・年間延べ利用人数 9,479人 31年度目標⇒・箇所数 1か所</p> <p>保育園・子ども園地域交流事業 31年度目標⇒・区立保育所 11か所 ・子ども園 14か所</p>	<p>■修正後（本計画P76） 第2章 目標4-1 主な事業 北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの） 現 況⇒・利用者数 9,479人（修正） ・相談件数 202件（修正） 31年度目標⇒・利用者数 10,000人（修正） ・相談件数 220件（修正）</p> <p>保育園・子ども園地域交流事業 31年度目標⇒ 継続して実施していきます。（修正）</p>
43	第2章	4-3	P78	P79	<p>〔地域説明会での意見〕 ■高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画には民生委員、民生委員・児童委員の表記があり、次世代育成支援計画及び子ども・子育て支援事業計画には民生・児童委員、民生委員・児童委員の記載がある。統一をした方がよい。</p>	<p>■修正前（素案P78） Ⅲ章 目標4-3 (1) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 「民生・児童委員」</p>	<p>■修正後（本計画P79） 第2章 目標4-3 (1) 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進 「民生委員・児童委員」（修正）</p>
44	第2章	4-3	P80	P81	<p>■取組みの方向に対策を追加 目標4-3 もっと安全で安心なまちづくり 安全教育及び学校の安全対策の推進</p>	—	<p>■修正後（本計画P81） 第2章 目標4-3 もっと安全で安心なまちづくり 取組みの方向 ◆安全教育及び学校の安全対策の推進 「また、児童のより一層の安全確保を図るため、小学校の通学路に防犯カメラの設置を進めます。」（追加）</p>
45	第2章	5-3	P93	P95	<p>■調査データの追加 目標5-3 若者支援の総合的な推進</p>	<p>■修正前（素案P93） Ⅲ章 目標5-3 (1) 若者と地域をつなげるための支援</p> <p>本文 「区は、単身者の総人口に占める割合が、平成22年で37.3%と、全国平均13.1%の約3倍で、23区では2番目の高さです。単身者割合は、男女とも20代後半が最も高く、男性65%、女性55%となっています。」</p>	<p>■修正後（本計画P95） 第2章 目標5-3 (1) 若者と地域をつなげるための支援</p> <p>本文 「<u>区の調査で若者に地域との関わり方を尋ねたところ、「会ったらあいさつをする程度」は50.6%、「全く顔も知らない」は22.8%となっており、若者が行政や地域との関わりを持つ機会が少ないことが伺えます。</u>区は、単身者の総人口に占める割合が、平成22年で37.3%と、全国平均13.1%の約3倍で、23区では2番目の高さです。単身者割合は、男女とも20代後半が最も高く、男性65%、女性55%となっています。」（修正）</p> <p>図：地域との関わり方（追加） （次世代育成支援に関する調査P265 問24）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
46	第2章	5-3	P93	P96	<p>■公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターと若年者就労支援室「あんだんて」の関連を「あんだんて」中心の記載に修正 目標5-3 若者支援の総合的な推進 (2) 若者の自立支援、就労支援の実施</p>	<p>■修正前（素案P93） Ⅲ章 目標5-3 (2) 若者の自立支援、就労支援の実施</p> <p>「区は、「働きたい」と願う区民の思いをかなえるため、平成23年4月、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターを設立しました。同センターでは、若年者就労支援室「あんだんて」を設置し、働くことや自立に不安や悩みを抱えた若者が、社会に出て働くことができるよう支援に取り組んでいます。」</p>	<p>■修正後（本計画P96） 第2章 目標5-3 (2) 若者の自立支援、就労支援の実施</p> <p>「区は、平成23年4月、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター内に若年者就労支援室「あんだんて」を設置しました。働くことや自立に不安や悩みを抱えた若者が、社会に出て働くことができるよう支援に取り組んでいます。」 （修正）</p>
47	第2章	5-3	P94	P96	<p>■若者サポートネットワーク図の変更 目標5-3 若者支援の総合的な推進</p>	<p>■修正前（素案P94） Ⅲ章 目標5-3 (2) 若者の自立支援、就労支援の実施 図：新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク</p>	<p>■修正後（本計画P96） 第2章 目標5-3 (2) 若者の自立支援、就労支援の実施 図：子ども・若者育成支援ネットワーク（修正）</p>
48	第2章	2-1	—	P36	<p>〔パプコメによる意見〕 ■くるみんマークやほっとファミリー、はあとひとり親支援、東京都民生委員・児童委員マスコットキャラクターのミンジー、障害児のヘルプカード、ヘルプマークをはじめ障害に関するシンボルマーク（都P42）等、ピンクリボン、パープルリボン、オレンジリング等、各種マークと説明等を計画に添付し、全体としての福祉や子育て支援の社会的インフライメージを啓蒙することも重要。保護者らに周辺住民らから情報提供を促進するための勉強会やワークショップで役立つ。</p>	—	<p>■修正後（本計画P36） 第2章 目標2-1 (1) 妊娠期からの支援の大切さ 「マタニティマーク」図・説明（追加）</p>
		3-1-①	—	P49			<p>■修正後（本計画P49） 第2章 目標3-1-① (3) 子育て支援情報をより確実にわかりやすく 「赤ちゃんフラット」図・説明（追加）</p>
		4-3	—	P79			<p>■修正後（本計画P79） 第2章 目標4-3 (2) 地域の安全な駆け込み場所 ・ピーボ110ばんのいえ 「ピーボ110ばん」図・説明（追加）</p>
		5-1	—	P87			<p>■修正後（本計画P87） 第2章 目標5-1 (1) 働きやすさの向上に取り組む 企業への支援 「くるみん」図・説明（追加）</p>
49	第2章	1-3-②	—	P31	<p>■トピックスを追加</p>	—	<p>■修正後（本計画P31） 第2章 目標1-3-② 心とからだの栄養素（文化・芸術） 『ともに創ろう「（仮称）漱石山房」記念館』を追加</p>
		3-1-①	—	P52			<p>■修正後（本計画P52） 第2章 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 『スマートフォンに子育て情報が届きます(LINE)』を追加</p>
		5-3	—	P94			<p>■修正後（本計画P94） 第2章 目標5-3 若者支援の総合的な推進 『ようこそ女性の健康センター△』を追加</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
50	第3章	—	P98	P100	〔地域説明会での意見〕 ■給付の仕組みや、次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画それぞれの特徴や盛り込むべき内容についても、区民にわかりやすいように記載してほしい。	■修正前（素案P98） IV章 1. 新宿区の子育て支援施設 (3) 子ども・子育て支援給付 「新制度では、幼児期の教育・保育を、個人の権利として保障する観点から、利用者個人へ給付するという仕組みが導入されました。保育園や子ども園、幼稚園、小規模保育等、いずれの施設・事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります（実務上は、法定代理受領という仕組みで、区が直接施設・事業者に給付費を支払います。）。」	■修正後（本計画P100） 第3章 1. 新宿区の子育て支援施設 (3) 子ども・子育て支援給付 「子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育を、個人の権利として保障する観点から、利用者個人へ給付するという仕組みが導入されました（実務上は、法定代理受領という仕組みで、区が直接施設・事業者に給付費を支払います。）」。保育園や子ども園、幼稚園、小規模保育等、いずれの施設・事業を利用した場合でも、共通の仕組みで公費の対象となります。給付費には、これまでの運営費の補助と比較し、消費税収分を財源とした質の改善を図るための費用が盛り込まれています。たとえば、保育園や子ども園の3歳児クラスの職員配置を手厚くした場合の加算や、職員の処遇改善を図るために、勤続年数や経験年数などに応じた加算の加算率を上げること、小規模保育事業等の保育士配置を認可保育所の配置基準上の定数に1人加えるための経費などがあります。」（修正）
51	第3章	—	P99	P101	〔地域説明会での意見〕 ■給付の仕組みや、次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画それぞれの特徴や盛り込むべき内容についても、区民にわかりやすいように記載してほしい。	■修正前（素案P99） IV章 1. 新宿区の子育て支援施設 (4) 認可と確認 「そして、認可（認定）された施設や事業者が、その所在地の区市町村から「認可」を受けることにより、新制度における給付の対象となります。確認を受けた施設・事業者は、この条例に定める基準に従って、教育・保育又は地域型保育を提供しなければなりません。なお、新制度の施行の際に、現に認可（認定）を受けている施設は、確認があったものと見なされます。ただし、別段の申し出をすることにより、新しい制度に移行しない、又は移行を保留する私立施設も一部あります。」	■修正後（本計画P101） 第3章 1. 新宿区の子育て支援施設 (4) 認可と確認 「区が条例で定める基準は、国が定めた基準を踏まえながら、これまで区が実施してきた保育ママや保育ルームの実施基準を加味して、策定しました。保育の質を確保するため、保育に従事する職員の資格要件や配置割合、設備要件などは、国の基準に上乗せをしています。次に、認可（認定）された施設や事業者は、区から「認可」を受けることにより、給付の対象となります。子ども・子育て支援新制度の施行の際に、現に認可（認定）を有する施設や区市町村が実施する家庭的保育事業は、確認があったものと見なされます。ただし、別段の申し出をすることにより、新しい制度に移行しない、又は移行を保留する施設等も一部あります。確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、区が条例※で定める基準に従って、教育・保育又は地域型保育を提供しなければなりません。」（修正）
52	第3章	—	P99	P101	■地域説明会での意見を反映したことに伴い、脚注を追加	—	■修正後（本計画P101） 第3章 1. 新宿区の子育て支援施設 (4) 認可と確認 脚注 ※45 区が条例で定める基準（追加）以降の脚注番号（修正）
53	第3章	—	P100	P102	■地域子ども・子育て支援事業一覧を第4章6.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の掲載順に修正	■修正前（素案P100） IV章 1. 新宿区の子育て支援施設 (5) 地域子ども・子育て支援事業 13事業の表	■修正後（本計画P102） 第3章 1. 新宿区の子育て支援施設 (5) 地域子ども・子育て支援事業 13事業の表⇒順番の修正

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
54	第3章	—	P101	P103	■人口推計の見直しに伴う図の修正	■修正前（素案P101） IV章 2. 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの利用状況 (2) 子どもの将来人口推計 子どもの年齢3区分別人口の推移	■修正後（本計画P103） 第3章 2. 子どもの人口及び就学前児童の教育・保育及び学童クラブの利用状況 (2) 子どもの将来人口推計 子どもの年齢3区分別人口の推移の図を修正
55	第3章	—	P107	P109	〔パブコメによる意見〕 ■第4章3.(2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等に子ども図書館及び地域図書館を掲載してほしい。	■修正前（素案P107） IV章 3. 新宿区の子育て支援施設 (2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等 区立小学校、区立中学校、特別支援学校、区立学童クラブ、民間学童クラブ、児童館、子ども総合センター・子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター等	■修正後（本計画P109） 第3章 3. 新宿区の子育て支援施設等 (2) 小学校、学童クラブ、子育て支援施設等 区立小学校、区立中学校、特別支援学校、図書館・子ども図書館（追加）、区立学童クラブ、民間学童クラブ、児童館、子ども総合センター・子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター等
56	第3章	—	P111	P113	〔パブコメによる意見〕 ■P111「量の見込みと確保方策の算出方法」のフローは国の指針によると思う。出典を明記してほしい。	■修正前（素案P111） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方策の算出方法	■修正後（本計画P113） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方策の算出方法 出典⇒次世代育成支援に関する調査（追加） 説明⇒フロー図の説明を修正
57	第3章	—	P112	P114	■【事業計画の表の見方】及び【事業計画上における施設の名称と内容】の修正	■修正前（素案P112） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 【事業計画上における施設の名称と内容】 特定教育・保育施設…認可保育所、認定こども園、幼稚園 特定地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育所、居宅訪問型保育事業 【事業計画の表の見方】 4月1日現在の確保数 ⇒当該年度4月1日現在の施設定員計 年度末の確保方策 ⇒4月1日現在の確保数に、年度途中に開設した施設の定員を加えた年度末の施設定員計 次年度の4月1日現在の確保数 ⇒前年度末の確保方策に、その年の4月1日に開設した施設の定員を加えた施設定員計	■修正後（本計画P114） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 【事業計画における施設、事業の名称と内容】（修正） 特定教育・保育施設…認可保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園（修正） 特定地域型保育事業…小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育所、居宅訪問型保育事業（削除） 【事業計画における用語の内容】（修正） 4月1日現在の定員数（修正） ⇒当該年度4月1日現在の施設定員計 年度末の定員数（修正） ⇒4月1日現在の定員数に、年度途中に開設した施設の定員を加えた年度末の施設定員計（修正） 次年度の4月1日現在の定員数（修正） ⇒前年度末の定員数に、その年の4月1日に開設した施設の定員を加えた施設定員数（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
58	第3章	—	P112 ～ P119	P114 ～ P122	〔パブコメによる意見〕 ■P112-114の「量の見込みと確保方策」は、区域全体のものであることがわかるように、表題を付けてほしい。	■修正前（素案P112～P119） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方 (1) 保育所等（東南地域・中央地域・西北地域） (2) 幼稚園等	■修正後（本計画P114～P122） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 (1) <u>保育所等の量の見込みと確保数（定員数）</u> （修正） （東南地域・中央地域・西北地域） (2) <u>区全体（3地域合計）</u> （修正） (3) <u>幼稚園等</u>
59	第3章	—	P115 ～ P117	P114 ～ P117	■人口推計値の見直しに伴う、保育所等にかかる年度別・地域別の量の見込みと確保方策等の修正	■修正前（素案P115～117） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方 (1) 保育所等	■修正後（本計画P114～117） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 教育・保育の量の見込みと確保数（定員数） (1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数） ・全体の確保方策の考え方を修正 ・各地域の確保方策の考え方を追加 ・区域別・各年度別の量の見込みと確保数（定員数）を修正
60	第3章	—	P112 ～ P114	P118 ～ P120	■人口推計値の見直しに伴う、区全体にかかる年度別の量の見込みと確保方策等の修正	■修正前（素案P112～114） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方	■修正後（本計画P118～120） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 教育・保育の量の見込みと確保数（定員数） (2) <u>区全体（3地域合計）</u> <u>各年度別の量の見込みと確保数（定員数）</u> を修正
61	第3章	—	P118 ・ P119	P121 ・ P122	■人口推計値の見直しに伴う、幼稚園等にかかる年度別の量の見込みと確保方策等の修正	■修正前（素案P118～119） IV章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 量の見込みと確保方 (2) 幼稚園等	■修正後（本計画P121～122） 第3章 5. 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策 教育・保育の量の見込みと確保数（定員数） (3) <u>幼稚園等</u> <u>各年度別の量の見込みと確保数（定員数）</u> を修正
62	第3章	—	P120 ～ P131	P123 ～ P135	■第3章 6.地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策における各事業の記載項目を統一	■修正前（素案P120～P131） IV章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	■修正後（本計画P123～P135） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ・事業概要 ・実施場所 ・利用実績 ・量の見込み ・確保方策の考え方 ・確保方策
63	第3章	—	P120	P123	■第3章 6.地域子ども・子育て支援事業の事業名を修正	■修正前（素案P120） IV章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (1) 時間外保育事業（延長保育）	■修正後（本計画P123） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (1) <u>延長保育事業</u> （修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
64	第3章	—	P122	P125	〔パブコメによる意見〕 ■第3章6.(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の【目標「3-1-①「子育て支援サービスの充実」（45ページ）】は46ページではないか。	■修正前（素案P122） IV章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 【目標3-1-①「子育て支援サービスの充実」（45ページ）】	■修正後（本計画P125） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 【目標3-1-①「子育て支援サービスの充実」（45ページ）】（修正）
65	第3章	—	P126	P129	〔パブコメによる意見〕 ■第3章6.(6) 病児保育事業の【目標3-2-②「保育サービスの充実と質の確保」（57ページ）】の上に、【目標「3-1-①「子育て支援サービスの充実」（45ページ）】を記載するとよい。	■修正前（素案P126） IV章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (6) 病児保育事業 【目標3-2-②「保育サービスの充実と質の確保」（57ページ）】	■修正後（本計画P129） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (6) 病児保育事業 <u>【目標3-1-①「子育て支援サービスの充実」（45ページ）】</u> （追加） <u>【目標3-2-②「保育サービスの充実と質の確保」（58ページ）】</u>
66	第3章	—	P128 ・ P129	P131 ・ P132	〔パブコメによる意見〕 ■第3章6.(8) 養育支援訪問事業及び第4章6.(9) 利用者支援事業の「確保方策の考え方」の次に「確保方策」の項目を設け、「※量の見込み及び確保数を数値として示す必要はありません」を記載するとよい。	■修正前（素案P128～129） IV章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (8) 養育支援訪問事業 ・事業概要 ・利用実績 ・確保方策の考え方 (9) 利用者支援事業 ・事業概要 ・確保方策の考え方 ・確保方策	■修正後（本計画P131・132） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (8) 養育支援訪問事業 ・事業概要 ・実施場所（追加）・利用実績 ・量の見込み（追加）・確保方策の考え方 ・確保方策（追加） (9) 利用者支援事業 ・事業概要 ・実施場所（追加）・利用実績（追加） ・量の見込み（追加）・確保方策の考え方 ・確保方策
67	第3章	—	P130 ・ P131	P133 ・ P134	〔パブコメによる意見〕 ■国の手引きにより量の見込みを算出する事業は8事業だけであると思う。乳児家庭全戸訪問事業と妊婦健康診査の量の見込み算出方法を明記してほしい。	—	■修正後（本計画P133・134） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (10) 妊婦健康診査 量の見込み（注釈） ⇒※利用実績から量の見込みを算出しています。 （追加） (11) 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み（注釈） ⇒※0歳児人口推計を量の見込みとしています。 （追加）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
68	第3章	—	—	P135	〔パブコメによる意見〕 ■第3章6.(11)乳児家庭全戸訪問事業の次ページに(12)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を加筆し、事業概要と確保方策の項目を、(13)実費徴収に係る補足事業を行う事業」を加筆し、事業概要の項目を設けるとよい。	—	■修正後（本計画P135） 第3章 6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（追加） (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（追加）
69	資料編	—	P133 ～ P157	P137 ～ P163	〔パブコメによる意見〕 ■第5章「資料編の次世代育成支援事業一覧」のうち、「子ども・子育て支援事業計画」に該当する事業がどれかわからない。相当・該当・支える事業がわかるように記載してほしい。	■修正前（素案P133～P157） V章 1. 次世代育成支援事業一覧 第3章「主な事業」に該当する事業を網掛け。 （第3章「主な事業」の網掛けは、子ども・子育て支援事業計画に該当する事業）	■修正後（本計画P137～P163） 資料編 1. 次世代育成支援事業一覧 第2章「主な事業」と同様に、資料編の事業一覧も子ども・子育て支援事業計画に該当する事業を網掛けとする。（修正）
70	資料編	—	—	P138	■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利	—	■修正後（本計画P138） 資料編 1. 次世代育成支援事業一覧 目標1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 事業名 ⇒いじめ不登校の予防やよりよい学級集団づくりのためのアンケートの実施（追加） 事業内容 ⇒いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。（追加）
71	資料編	—	P137	P141	■次世代育成支援事業一覧の主な事業内容を修正 目標1-2-② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 事業名 巡回指導・相談体制の構築	■修正前（素案P137） V章 1. 次世代育成支援事業一覧 目標1-2-② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 事業内容 医師・学識経験者や心理職などの専門家で構成される支援チームが各学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。	■修正後（本計画P141） 資料編 1. 次世代育成支援事業一覧 目標1-2-② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 事業内容 ⇒医師・学識経験者や心理職などの専門家で構成される支援チームが各学校・幼稚園を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
72	資料編	—	P140 ・ P146	P145 ・ P152	<p>■次世代育成支援事業一覧の事業名の修正 重複事業の削除 目標2-1 妊娠・出産からはじまる 子育て支援</p> <p>目標3-1-② 経済的な支援</p>	<p>■修正前（素案P140・P146） V章 1.次世代育成支援事業一覧 目標2-1 事業名⇒入院助産 項目⇒助産施設への入所</p> <p>目標3-1-② 事業名⇒【再掲】入院助産</p>	<p>■修正後（本計画P145・P152） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標2-1 事業名⇒助産施設への入所（修正） 項目⇒助産施設への入所の項目 （全て削除）</p> <p>目標3-1-② 事業名⇒【再掲】助産施設への入所 （修正）</p>
73	資料編	—	P141	P146	<p>■次世代育成支援事業一覧の主な事業内容を修正 目標2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 事業名 歯科衛生相談</p>	<p>■修正前（素案P141） V章 1.次世代育成支援事業一覧 目標2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 事業内容 ⇒妊娠期に歯科健康診査を実施し、歯科疾患早期発見・早期 治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔 の健康維持・増進を図ります。</p>	<p>■修正後（本計画P146） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 事業内容 ⇒歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口 腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談 （1歳児）」、「ここにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日 を設け実施しています。（修正）</p>
74	資料編	—	—	P148	<p>■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実</p>	—	<p>■修正後（本計画P148） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 事業名 ⇒区立認可保育園・こども園の管理運営（追加） 事業内容 ⇒保護者の就労や疾病により家庭で保育できないなど、一定 の要件を満たす場合に子どもを預かる保育園と、保育園と幼 稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発 達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育 や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子 育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図りま す。（追加）</p>
75	資料編	—	—	P148	<p>■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実</p>	—	<p>■修正後（本計画P148） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 事業名 ⇒保育所への保育委託（私立認可保育園） （追加） 事業内容 ⇒保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難 であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園 に入所している就学前の子どものに係る費用を支弁します。 （追加）</p>

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
76	資料編	—	—	P148	■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実	—	■修正後（本計画P148） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 事業名 ⇒認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・幼稚園・保育園）（追加） 事業内容 ⇒教育と保育を一体的に行う認定こども園や幼稚園、保育園など、教育・保育施設を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付等により施設を通じて給付します。（追加）
77	資料編	—	P144	P149	■制度改正に伴い、次世代育成支援事業一覧の事業内容を修正 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実	■修正前（素案P144） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 事業名 ⇒乳幼児親子の居場所づくり 事業内容 ⇒子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。	■修正後（本計画P149） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-① 子育て支援サービスの充実 事業名 ⇒乳幼児親子の居場所づくり 事業内容 ⇒子ども総合センター、子ども家庭支援センター、 <u>NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児童館</u> では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。（修正）
78	資料編	—	P146	P152	■制度改正に伴い、次世代育成支援事業一覧の事業名及び事業内容を修正 目標3-1-② 経済的な支援	■修正前（素案P146） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-② 経済的な支援 事業名 ⇒生活保護受給世帯の中学生等への学習支援 事業内容 ⇒生活保護受給世帯の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。	■修正後（本計画P152） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-1-② 経済的な支援 事業名 ⇒ <u>生活困窮世帯の中学生等への学習支援</u> （修正） 事業内容 ⇒ <u>生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）</u> の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。（修正）
79	資料編	—	P149	P155	■次世代育成支援事業一覧の事業内容を修正 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実	■修正前（素案P65） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 事業名 放課後子どもひろばの拡充 事業内容 ⇒学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	■修正後（本計画P66） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 事業名 放課後子どもひろばの拡充 事業内容 ⇒ <u>余裕教室等学校施設</u> を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。（修正）

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
80	資料編	—	—	P155	■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実	—	■修正後（本計画P155） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 事業名 ⇒ <u>児童クラブと、放課後子どもひろばの一体的運営</u> （追加） 事業内容 ⇒ <u>放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。</u> （追加）
81	資料編	—	—	P160	■次世代育成支援事業一覧の事業を追加 目標4-3 もっと安全で安心なまちづくり	—	■修正後（本計画P160） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標4-3 もっと安全で安心なまちづくり 事業名 ⇒ <u>通学路における防犯カメラの設置</u> （追加） 事業内容 ⇒ <u>児童のより一層の安全確保を図るため、全区立小学校29校の通学路に、1校につき5台程度、防犯カメラを設置していきます。</u> （追加）
82	資料編	—	P157	P163	■次世代育成支援事業一覧の事業内容を修正 目標5-3 若者支援の総合的な推進	■修正前（素案P157） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標5-3 若者支援の総合的な推進 事業名 消費者教育の推進 事業内容 ⇒「かしこい消費者」になるための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。	■修正後（本計画P163） 資料編 1.次世代育成支援事業一覧 目標5-3 若者支援の総合的な推進 事業名 消費者教育の推進 事業内容 ⇒「 <u>消費者市民社会</u> 」を実現するための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。（修正）
83	資料編	—	P4	P164 ～	■計画策定にあたり、I章3.調査の実施を資料編に記載。	■修正前（素案P4） I章 3.調査の実施 (1) 調査の実施 (2) パブリックコメントの実施 (3) 点検・評価 次世代育成協議会等の関係図	■修正後（本計画P164） 資料編 2.新宿区次世代育成支援に関する調査の実施（修正） 3. <u>地域説明会及びパブリック・コメント等の実施</u> （修正） <u>以下の実績を追加</u> (1) <u>地域説明会</u> （追加） (2) <u>パブリック・コメントの実施</u> (3) <u>区政モニター会議での説明</u> （追加） 4. <u>計画の策定経過と今後の執行体制</u> （修正） (1) <u>策定経過</u> （追加） 次世代育成協議会等の関係図 (2) <u>今後の執行体制</u> （追加） (3) 点検・評価

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
〔素案からの主な変更点〕

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	素案内容（修正前）	本計画（修正後）
84	資料編	—	P4	P164	■資料を追加	■修正前（素案P4） I章 3. 調査の実施 (1) 調査の実施	■修正後（本計画P164） 資料編 2. 新宿区次世代育成支援に関する調査の実施 （修正） (1)のタイトルは削除
85	資料編	—	P4	P165	■資料を追加	■修正前（素案P4） I章 3. 調査の実施 (2) パブリックコメントの実施	■修正後（本計画P165） 資料編 3. 地域説明会及びパブリックコメント等の実施 (1) 地域説明会（追加） (2) パブリック・コメントの実施（実績を追加） (3) 区政モニター会議での説明（追加）
86	資料編	—	—	P168	■子ども・子育て会議の内容を追加	—	■修正後（本計画P168） 資料編 4. 計画の策定経過と今後の執行体制 (3) 今後の執行体制 子ども・子育て会議の内容を追加 次世代育成協議会との関係図を追加
87	資料編	—	P4	P168	〔パブコメによる意見〕 ■計画の点検・評価の内容は、幹事会・部会・協議会資料とその議事録がHP上で公開され、HPでの意見聴取が行われ、そのことを周知するシステムであり、事業の内部評価・外部評価が行われていることを周知されるシステムまで含んだものとしてほしい。	■修正前（素案P4） I章 3. 調査の実施 (3) 点検・評価 「各年度において、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しと、より有効な施策の推進を図るため、次世代育成協議会及び次世代育成支援推進本部を円滑に運営していきます。」	■修正後（本計画P168） 資料編 4. 計画の策定経過と今後の執行体制（修正） (3) 点検・評価 「各年度において、PDCAサイクルに基づき、行政評価や外部評価制度等により、各目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しを図ります。また、より有効な施策の推進を図るため、次世代育成協議会、子ども・子育て会議及び次世代育成支援推進本部※を円滑に運営していきます。なお、次世代育成協議会の資料や議事録は区公式ホームページに掲載しています。」（修正）
88	資料編	—	—	P169 ～ P170	〔パブコメによる意見〕 ■次世代育成協議会の構成メンバーを詳しく教えてほしい。	—	■修正後（本計画P169～P170） 資料編 5. 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成 新宿区次世代育成協議会委員、起草部会委員・専門部会委員名簿を追加。
89	資料編	—	—	P171 ～ P174	■資料を追加	—	■修正後（本計画P171～P174） 資料編 6. 新宿区次世代育成協議会条例 7. 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱